

安全データシート

1. 製品および会社情報

会社情報：株式会社オプティ

住 所：三重県三重郡川越町高松 133

担当部署：事業部

電話番号：059-363-2512

FAX 番号：059-392-5266

製品名：DPINE マルチクリナー

2. 危険有害性の要約

- ・特定の危険有害性：消防法 危険物第 4 類 第 2 石油類
第 3 種有機溶剤（労働安全衛生法、有機溶剤中毒予防規則）
引火性物質（労働安全衛生法、施行令、危険物、引火性の物）

・GHS 分類

引火性液体	区分 3
皮膚腐食 / 刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性 / 刺激性	区分 2
生殖毒性	区分 1 B
特定標的臓器 / 全身毒性（単回暴露）	区分 2
特定標的臓器 / 全身毒性（反復暴露）	区分 1
吸引性呼吸器有害性	区分 1
水生環境有害性（急性）	区分 2
水生環境有害性（慢性）	区分 2

GHS ラベル要素

シンボル



注意喚起

危険

危険有害情報

引火性の高い液体および蒸気
皮膚刺激
強い眼刺激
臓器の障害のおそれ
長期または反復暴露による臓器の障害
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険の恐れ
水生生物に毒性
長期的影響により水生生物に毒性

・注意書き

予防策

- ・全ての安全注意（SDS 等）をよく読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・容器を密封し、取扱い時にはこぼれないように注意すること。
- ・熱、火花、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花の出ない工具等を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。取り扱う際は、導電性の良い金属容器を使用、必ずアースをすること。

- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護服を着用すること。
 - ・屋外または換気の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。また、飲み込まないこと。
 - ・この製品を使用する時に飲食しないこと。
 - ・取扱い後は良く手をあらうこと。
 - ・空容器に圧力をかけないこと（破裂の恐れがある）。
 - ・容器を溶接、加熱、穴あけまたは切断しないこと（残留物が爆発・発火する恐れがあるため）。
 - ・環境への放出を避けること。
- 対応
- ・火災の場合：消化に粉末、泡または炭酸ガス消火器を使用すること。
 - ・皮膚または髪に付着した場合：直ちに汚染された服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。
汚染された衣類を再使用する場合は洗濯をすること。
 - ・皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
 - ・眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。医師の診断・手当てを受けること。
 - ・暴露あるいは暴露の懸念がある、又は気分が悪い場合：医師の診断・手当てを受けること。
 - ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - ・医師の診断が必要な場合：製品容器またはラベルを手元に用意すること。
- 保管
- ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
 - ・容器を密封し、保管場所に施錠すること。
 - ・子供の手の届かない場所に保管すること。
- 廃棄
- ・内容物や容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。
(不明な場合は購入先に相談すること)

3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：	混合物
化学名または一般名：	石油系炭化水素および添加剤
化学式・構造式	特定できない
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	企業秘密なので記載できない
CAS No.	企業秘密なので記載できない
国連番号	非該当
危険物有害成分：	
化学物質管理促進法 第一種指定化学物質	トリメチルベンゼン、キシレン、クメン、ナフタレン
労働安全衛生法 第 57 条 表示対象物	キシレン 1.1%
労働安全衛生法 第 57 条の 2 通知対象物	トリメチルベンゼン 51%、キシレン 1.1%、クメン 1.5%、ナフタレン 0.2%
毒劇物取締法：	有害成分ではない。

4. 応急措置

- 皮膚または紙に付着した場合：・直ちに汚染された衣類を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼で洗う。
・汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。
- 眼に入った場合：・清浄な水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。
その後も洗浄を続け、最低 15 分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
- 吸引した場合：・新鮮な空気場所に写し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。身体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。
・呼吸が止まっている場合および呼吸が弱い場合は、衣類を緩め、呼吸気道を確認した上で人工呼吸を行う。
- 飲み込んだ場合：・無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分に洗う。
- 予測される急性症状および遅発性症状、並びに最も重要な兆候および症状：
- ・誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、吐くことがある。嘔吐中に飲み込んだ本品が肺に吸入されると化学性肺炎をお越し、致命的となる可能性がある。
- 応急措置をする者の保護
- ・現在のところ有用な情報なし。
- 医師に対する特別な注意事項
- ・現在のところ有用な情報なし。

5. 火災時の措置

- 消火剤：
- ・霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。
 - ・初期の火災には、粉末、炭酸ガス、消火剤を用いる。
 - ・大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
- 使ってはならない消火剤：
- 火災時の特定有害危険性：
- ・棒状水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。
 - ・高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起こる可能性がある。
 - ・燃焼の際は、一酸化炭素、亜硫酸ガスが生成される。
- 特定の消化法：
- ・周囲の設備等に散水して冷却する。
 - ・火災発生現場の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 消化を行う者の保護：
- ・消火作業の際は、風上から行い、必ず保護具を着用し、皮膚へば接触が想定される場合は、不浸透性の保護具および手袋を着用する。
 - ・消火作業を行う者は、空気呼吸器などの保護具を着用し酸素欠乏および有害ガスから身を守ること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置：

- ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ・関係者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い不浸透性の高い保護衣を着用する。
- ・適切な保護衣を付けていない場合は破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・低地から離れ、風上に留まる。
- ・密閉された場所に立ち入る前に換気する。

環境に対する注意事項：

- ・下水道、河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないように注意する。
- ・環境中に放出してはならない。

回収、中和並びに封じ込めおよび浄化の方法・機材：

- ・少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。吸収したものを集めるとき、清潔な帯電防止工具を用いる。
- ・大量の場合、盛土で囲って流出を防ぎ、安全な場所に導いて回収する。散水は蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所では燃焼を抑えることができないおそれがある。
- ・危険でなければ漏れを止める。
- ・漏洩物を取り扱うとき用いる全ての設備は設置する。
- ・蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。

二次災害の防止策：

- ・全ての発火源を速やかに取除く。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱いおよび保管上の注意

取扱い

技術的対策：

局所排気・全体換気

安全取扱い事項

- ・「8. 暴露防止および保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
- ・「8. 暴露防止および保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
- ・容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、または引きずるなどの取扱いをしてはならない。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。直接吸入または飲み込まないこと。
- ・眼に入れないこと。取扱い後は手を洗うこと。
- ・屋外または換気の良いところで取り扱うこと。

直接回避

- ・「10. 安定性および反応性」を参照。

保管

技術的対策

- ・保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、針を不燃材料で作ること。
- ・保管場所は屋根を不燃材料で作ると共に、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。

混触危険物質
容器梱包材料

- ・保管場所は屋根を不燃材料で作ると共に、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
- ・保管場所の床は、床面に水が浸入し、または浸透しない構造とすること。
- ・保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なため柵を設けること。
- ・保管場所には危険物を貯蔵し、または取り扱うために必要な採光、照明および換気の設備を設ける。
- ・熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。禁煙。
- ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
- ・容器を密封し、保管場所に施錠すること。
- ・酸化剤から話して保管すること。
- ・「10. 安定性および反応性」を参照。
- ・消防法および国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止および保護措置

設備対策

- ・ミストが発生する場合は発生源の密封化、または排気装置を設ける。
- ・取扱い場所の近くに、眼の洗浄および身体洗浄のための設備を設置する。
- ・設定されていない。

管理濃度

許容濃度

- ・ACGIH 時間加重平均 TWA 値 100ppm (水素化脱硫処理した重質ナフサ)

保護具

呼吸器用の保護具

- ・通常必要でないが、必要に応じて防毒マスクを着用する。

手の保護

- ・長期または繰り返し接触する場合は耐油性のものを使用する。

眼の保護

- ・飛沫が飛ぶ場合には普通眼鏡を使用する。

皮膚及び身体の保護

- ・長期間にわたり取扱う場合または濡れる場合は耐油性の長袖作業衣を着用する。

適切な衛生対策

- ・濡れた衣類は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。

9. 物理的および化学的性質

形状：	液体
色：	淡褐色
沸点：	データなし
凝固点：	データなし
分解温度	データなし
発火点：	データなし
引火点：	47℃
爆発限界	上限 7% 下限 1% (推定値)
蒸気密度：	データなし
密度：	0.89g/cm ³ (15℃)
溶解度：	水に対する溶解性：不溶
オクタノール / 水分解係数	データなし
その他のデータ	
揮発性：	なし
初留点：	データなし

10. 安定性および反応性

安定性：	・常温で暗所に貯蔵・保管された場合は安定。
危険有害反応可能性：	・強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件：	・高温
混触危険物質：	・強酸化剤
危険有害な分解生成物：	・燃焼の際は煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。

11. 有害性情報

急性毒性：	・混合物については混合物の分類に基づき危険有害性の区分を分類した。
皮膚腐食性 / 刺激性：	・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

眼に対する重篤な損傷性 / 刺激性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害性の区分を分類した。

呼吸器感作性または皮膚感作性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

生殖細胞変異原性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

発がん性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

生殖毒性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

特定標的臓器 / 全身毒性（単回暴露）：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

特定標的臓器 / 全身毒性（反復暴露）：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

吸引性呼吸器有害性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

1 2. 環境影響情報

生体毒性：

- ・混合物については混合物の分類に基づき危険有害物の区分を分類した。

残留性・分解性：

- ・現在のところ有用な情報なし

生体蓄積性：

- ・現在のところ有用な情報なし

土壤中の移動性：

- ・現在のところ有用な情報なし

1 3. 廃棄上の注意

- ・事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理をする。
- ・投棄禁止
- ・埋め立て処理を行う場合には、予め焼却設備を用いて焼却し、その燃え殻については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
- ・燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって谷気概または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人を付ける。

1 4. 輸送上に注意

国際規制：

航空規制 ICAO/IATA の規制に従う。

国内規制：

陸上規制 消防法の規則に従う。

海上規制 船舶安全法の規定に従う。

航空規制 航空法の規定に従う。

特定の安全対策及び条件：

- ・運搬に際しては、容器に漏れの無いこと及び所定の表示のあることを確かめ、転倒、落下、損傷が無いよう積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。
- ・防法：危険物：第 4 類 第 2 石油類 非水溶性 に該当するので、同法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
- ・船舶安全法に基づく危険物船舶輸送および貯蔵規制：危険物「引火性液体類」に該当するので、海上輸送する場合は、同法の規定に従って容器、標識その他必要な措置を講じて輸送する。

1 5. 適用法令

消防法

危険物 第 4 類 第 2 石油類 非水溶性

労働安全衛生法

表示および通知対象物

危険物・引火性（施行令別表第 1）

第 3 種有機溶剤（有機溶剤中毒予防規則）

船舶安全法

引火性液体類（危規則第 2、3 条危険物告示別表第 5）

航空法

引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 3）

化学物質管理促進法

第 1 種指定化学物質

廃棄物処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物規制

商品安全データシートは、危険有害な化学製品について安全な取り扱いを行うための参考情報として取り扱う事業者提供されるものです。取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において個々の取扱い等の実態に応じた適切な処理を講ずることが必要であることを理解した上で活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは安全の保障所ではありません。